

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 22 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第86号

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。